

# 島根県報

号外第一〇九号

平成十五年九月十九日

(金曜日)

## 公 告

### 目 次

都市計画の決定案の縦覧  
都市計画の変更案の縦覧

(都市計画課)  
— ( — ) —

## 公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年九月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

### 一 都市計画の種類

松江圏都市計画整備、開発及び保全の方針

### 二 都市計画を決定する土地の区域

松江圏都市計画区域の全域

### 三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに松江市役所、安来市役所、東出雲町役場、及び玉湯町

役場

### 四 縦覧期間

平成十五年九月十九日から平成十五年十月三日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年九月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

### 一 都市計画の種類

松江圏都市計画区域区分

### 二 都市計画を変更する土地の区域

松江市西川津町、法吉町、国屋町、平成町

安来市黒井田町

八束郡東出雲町大字出雲郷、揖屋町、下意東

八束郡玉湯町大字湯町

### 三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに松江市役所、安来市役所、東出雲町役場、及び玉湯町

役場

### 四 縦覧期間

平成十五年九月十九日から平成十五年十月三日まで

毎週火・金曜日発行

平成十五年九月十九日印刷  
平成十五年九月十九日発行

発行者  
島  
根  
県

印刷所  
松江市学園南町  
松江陽印所  
松島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)